

長野県最低賃金の改正決定に関する答申

15円(2.10%)引上げ、時間額728円

本日、長野地方最低賃金審議会（会長 樋口 均 信州大学経済学部名誉教授）から、長野労働局長（局長 高森洋志）に対し、長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」を時間額728円とする旨の答申がありました。答申内容は、別紙のとおりです。

この答申は、7月4日の長野労働局長からの諮問を受け、専門部会を設置し、最低賃金法の趣旨、長野県下の経済、雇用状況、賃金実態調査結果、生活保護制度等の資料を基に慎重な審議を重ねてきた結果なされたものです。

これを受けて、長野労働局では、答申のあった長野県最低賃金について、改正決定のための手続きを進めていくことにしており、法定どおり発効（平成26年10月1日を予定）することになります。

なお、長野県最低賃金は11年連続の引上げとなります。